

区を被告とする訴訟の提起について

【報告案件1】

1 事件名

生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件（東京地方裁判所 平成28年（行ウ）第75号）

2 当事者

原告 中野区民 外32名

被告 中野区 外18名

3 訴訟の経過

平成28年(2016年)2月19日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 事件の概要

本件は、厚生労働大臣が憲法第25条及び生活保護法に違反して生活保護基準を引き下げる告示を行い、これに基づき原告らの生活扶助費が減額されたことにより、健康で文化的な最低限度の生活が侵害され、多大な精神的苦痛を被ったとして、国に対して慰謝料の支払を求めるとともに、当該違憲・違法な告示に従い行われた福祉事務所長による生活保護変更決定は違憲・違法であるとして、当該変更決定処分の取消しを求めるものである。

5 請求の趣旨の概要

(1) 被告国は、原告ら、それぞれに対し、国家賠償法第1条に基づく精神的損害の慰謝料として、平成27年の告示について金5,000円及びこれに対する不法行為の日である平成27年3月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 各福祉事務所長が各原告らに対して平成27年の告示に基づき各年月日付でした生活保護法第25条第2項に基づく生活保護変更決定のうち、同決定に基づく支給額を超えて「減額された生活扶助の金額」を加えた額を支給しなかった部分を取り消す。

(3) 訴訟費用は被告らの負担とする。

(4) (1)につき仮執行宣言を求める。

6 原告が主張する請求原因の要旨

(1) 厚生労働大臣は、平成27年の告示を発出したことにより、原告らのこれまでの生活の現状を顧みないまま、著しく不相当な形で生活扶助金額を引き下げたものであり、憲法第25条及び生活保護法によって保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことを積極的に妨げている現状が続いており、原告らの生活状況が、憲法第2

5条第1項によって定められた最低限度の生活水準を大きく下回っていることは明らかであることから、本件告示は違憲・違法である。

- (2) 原告らの生活保護の実施責任を有する福祉事務所長が行った原告らに対する生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）は、憲法第25条及び生活保護法に違反する平成27年の告示に基づいて行ったものであり、憲法第25条及び生活保護法によって保障されているはずの引下げ前の生活扶助費を減額して保護費を支給し、その結果、原告らの生存権を侵害したものであるから、本件処分も当該告示の違憲性・違法性をそのまま受け継いでいるため、違憲・違法である。
- (3) 本件処分に係る理由として「基準改定による。」としか記載されていない本件処分の通知書は、生活保護法第25条第2項において準用する同法第24条第4項又は行政手続法第14条第1項及び第3項が要求する処分理由提示義務に違反する。

【報告案件2】

1 事件名

裁決取消請求事件（東京地方裁判所 平成28年（行ウ）第495号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年(2016年)10月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 事件の概要

本件は、生活保護受給者である原告が、給与収入及び交通事故に伴う損害賠償金を得ていたにもかかわらず、これを申告しなかったことが生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のものをいう。）第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるとして、平成17年6月、原告に対し、同条の規定に基づき1,051,570円の保護費の返還請求を決定し、平成26年3月までに250,000円が分割納付されたが、それ以降の納付がなかったため、平成28年3月11日付けで福祉事務所長が、原告に対し、未返還金801,570円について、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき督促をしたところ、原告は、督促状に記載の返還決定額、返還済額及び未返還額には誤りがあるなどと主張して、同年4月7日、中野区長に対し、審査請求をしたが、同年10月20日付けで原告に対し、棄却する旨の裁決がなされたため、これらの処分及び裁決の取消しを求めるとともに、これらの処分及び裁決に関連する原状回復の請求として不当利得の返還並びにこれらの処分及び裁決に係る一連の中野区の職員に違法があることを理由として損害賠償金の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨の概要

- (1) 中野区長が平成28年10月20日付けで原告に対してした裁決並びに同裁決において言及している督促処分及び返還請求処分を取り消す。

- (2) 被告は、原告に対し、1,600,000円を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (4) (2)につき仮執行宣言を求める。

6 原告が主張する請求原因の要旨

- (1) 給与収入は、実際は、その支払を受けていないため、返還決定額から除かれるべきである。
- (2) 損害賠償金として認定されたタクシー代及び自転車代は、現物支給であり、返還決定額から除かれるべきである。
- (3) 実際の返還済額は、450,050円である。
- (4) 損害賠償金のうち、入院雑費及び文書料は、必要経費であり、返還決定額から除かれるべきである。
- (5) 5の(1)に記載の処分及び裁決に係る一連の中野区の職員の行為に違法がある。